

大阪府
知事 松井 一郎 様
大阪府教育委員会
委員長 陰山 英男 様

2013年3月12日
大阪学校事務労働組合
執行委員長 銅 則夫
大阪教育合同労働組合
執行委員長 武井 博道

2013春闘要求書

第1章 はじめに

一昨年11月の大阪ダブル選挙以降、大阪維新の会を中軸とするいわゆる「ハシズム政治」は、そのファシズム的性格をさらにあらわにし、府政・大阪市政両面で市民生活に大きな影響を与えている。

憲法で定められている労働基本権や、労働組合法に明記された労働組合の団結権さえも、維新の会は「既得権」と言い放ち、労働組合敵視の「民意」を作りだしている。安易な公務員バッシングによる虚構の「民意」を操作し、職員基本条例、整備条例、教育行政基本条例、府立学校条例等を貴職は強行成立させた。そして、この間、組合との団体交渉においても不当労働行為を繰り返して恥じない。

さらに、「評価・育成システム」で、導入時に府自身が説明していた理念とは真逆の発想で、生徒・保護者による「授業アンケート」を2013年度から本格反映させようとするなど、現場実態と全くそぐわない施策を提案し、職員の勤労意欲を後退させ、大阪の教育を荒廃させようとしている。

一方で、橋下前知事時代に、「収入の範囲内での支出を」を掛け声に職員に対し全国最低水準への大幅な賃金引き下げや給料・諸手当カットを強行しながら、貴職が就任以降も職員の賃金削減に血道をあげている。

組合は、府民や労働者に犠牲を強いる貴職の政治を断固として認めることはできない。組合は、大阪府に働くすべての労働者の当然の権利と雇用の確保、労働条件の改善を求め以下の要求を行なう。

第2章 賃金に関して

2006年度実施の「給与構造改革」による総賃金抑制政策と、連続する月例給与のカットの強行により我々の給与は、全国最低水準にまで引き下げられた。また、同一価値労働を課しながら、正規と非正規との間に歴然と差別賃金を生じさせている。したがって、以下の要求に応じること。

- 1 月例給与のカットを止め、2006年度の「給与構造改革」以前の給与水準に戻すこと。また、一時金の役職段階別加算を廃止すること。
- 2 国家公務員賃金7.8%引き下げに連動して府職員賃金の7.8%引き下げを行わないこと。
- 3 「評価・育成システム」の一時金への反映および昇給へのマイナス反映を止めること。昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。
- 4 「評価・育成システム」の検証結果を明らかにするとともに、評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。

- ・男女別 ・職種別 ・年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
- 5 「評価・育成システム」による評価に「保護者アンケート」の結果を反映させないこと。
- 6 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。
- 7 常勤講師の一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。
- 8 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を含め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。
- 9 退職手当の調整率 87/100 への引き下げを撤回し 104/100 に戻すこと。また、これにかかわる経過措置の前倒しをやめること。調整額を廃止し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。
- 10 育児休業中の賃金を全額保障すること。
- 11 臨時講師・職員の賃金にかかわって臨時講師の賃金を2級に格付けすること。
最高号給の頭打ちをなくすこと。
昇給制度を導入すること。
給料月額決定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）
空き期間に賃金を保障すること。
- 12 諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。
- 13 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤補助員にかかわって非常勤講師の賃金算定方法を「週1コマあたり月額単価」制に戻すこと。
非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。
非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。
非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。
非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・非常勤職員に退職金を支給すること。
時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。

第3章 労働条件の改善に関して

- 1 職員基本条例案・整備条例・教育行政基本条例案・府立学校条例案の府議会提案を撤回すること。また、2011年6月強行成立させた「君が代」起立条例を廃止すること。
- 2 勤務時間短縮にかかわって、実効性のある措置を講じること。
- 3 現任する講師を優先して継続雇用すること。
- 4 長期休業中に病休講師を解雇しないこと。
- 5 事務職員の配置は大規模加配については標準法を遵守すること。就学援助加配については 受給者が100名以上について加配すること。
- 6 非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。
- 7 義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するよう国に働きかけること。

以上